

大阪府高等学校農場協会会則

第1章 名称 目的 事業

第1条 本会は次のように定める。

1. 大阪府高等学校農場協会（略称 阪高農）と称する。
2. 設立は、昭和24年(1949年)4月1日とする。
3. 所在地は、大阪府堺市美原区北余部595-1におく。
4. 事務局は、会長所属校に置く。

第2条 本会は全国高等学校農場協会の大阪支部として、大阪府農業研究会、大阪府産業教育研究会農業部会及び全国高等学校農場協会と緊密に連携し、農業教育の振興発展を図ることを目的として次の事業を行う。

1. 会議の開催、全国、支部等の組織、事業の参加
2. 農業教育に関する調査、研究、改善、振興に関する建議、発表
3. 会員相互の親睦、福利、厚生を増進
4. その他、本会の目的達成に必要と認める事項

第2章 会員 役員

第3条 本会の会員は、大阪府農業教育研究会会員及び本会の趣旨に賛同する者で構成する。

第4条 本会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------|-----|---------|----|--------|----|
| 1. 顧問 | 若干名 | 2. 会長 | 1名 | 3. 副会長 | 2名 |
| 4. 理事 | 若干名 | 5. 庶務会計 | 1名 | 6. 監事 | 2名 |

第5条 役員を選出は次のように定める。

1. 顧問 本会員をもつ学校長を推薦する。
2. 会長 大阪府農業教育研究会の本会員の中から理事会で推薦する。
3. 副会長 理事の中から互選する。
4. 理事 当分の間、選出人数を次のように定める。
枚岡樟風高等学校 1名 能勢高等学校 1名 農芸高等学校 3名
園芸高等学校 3名 貝塚高等学校 1名
5. 庶務会計 会長校の理事以外の本会員の中より選出する。
6. 監事 会長校及び理事以外の会員の中より選出する。

第6条 役員の仕事は次のように定める。

1. 顧問 本会の運営について指導助言する。
2. 会長 本会を総理し、本会を代表して全国高等学校農場協会理事となり、全国高等学校農場協会近東支部理事を兼ねる。
3. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また全国高等学校農場協会の代議員となる。
4. 理事 各校を代表して会務の審議、執行にあたる。理事のうち2名を互選し、全国高等学校農場協会近東支部の理事となる。
5. 庶務会計 本会の経理、庶務にあたる。
6. 監事 本会の会務、会計の監査にあたる。

第7条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

第8条 総会は最高議決機関で、年1回開催する。ただし、理事会において必要と認めるときには、臨時に総会を開く事が出来る。

第9条 総会は次の事項を審議する。

1. 事業経過、決算の承認
2. 事業計画、予算の審議
3. 役員の承認
4. 会則の変更
5. その他必要な事項

第10条 理事会は次の事項を審議する。

1. 予算、決算に関する事項
2. 事業に関する事項
3. 役員に関する事項
4. その他総会から付託された事項
5. その他必要な事項

第11条 会議の議決は出席者の過半数以上により決する。

第4章 会 計

第12条 本会の運営は、会費及び寄付金等を以て充てる。

会費（年額）は当分の間、次のように定める。

1. 学校分担金 園芸 農芸の各校は6,000円
能勢 枚岡樟風 貝塚の各校は3,000円
2. 個人会費 1,300円

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第5章 附 則

第14条 本会則の変更は、総会の決議を経なければならない。

第15条 本会則は昭和55年5月17日より施行する。

改正 昭和60年5月23日から施行する。

改正 昭和62年5月22日から施行する。

改正 平成1年4月1日から施行する。

改正 平成13年4月1日から施行する。

改正 平成15年4月1日から施行する。

改正 平成20年4月1日から施行する。

改正 令和4年度4月1日から施行する。